

## 学位論文審査の要旨

		要 旨
学位申請者	安藤藍 【人間発達科学専攻 平成21年度生】	<p>里親は、里子を自身の家庭に迎え入れ、愛情深く養育するという「家族的文脈」に引き寄せられつつ、養護施設職員などにも類する社会的養護の担い手として「福祉的文脈」のもとでふるまうことを求められる。本論文は、里親がこのような2つの文脈の交錯する場に位置づけられることで経験する葛藤と対処を、里親自身の語りの分析にもとづき描き出すことを目的とする。分析資料は、首都圏に在住する26人の里親(夫婦3組を含む)を対象とする半構造化インタビューにより得た。</p> <p>本論文の主要な知見及び意義として、次の4点が挙げられる。第1に、本論文は、日本の里親研究の2つの流れ——里親及び里親家族を、児童福祉法にもとづく社会的養護の担い手としてみる、家族の多様化論の流れを汲みつつ「新しい家族」としてみる——のいずれにも与せず、新たな視角から展開する可能性を拓いた。第2に、里親たちが2つの文脈が交錯する場に位置づけられることで経験する葛藤を、「時間的限定性」「関係的限定性」という観点から分析し、詳細に描き出すことができた。里親委託以前の時間を共有せず、子どもが18歳になると措置解除となる「時間的限定性」、子どもとの関係構築やその養育方針の決定にあたり実親や児童福祉司などから規制を受ける「関係的限定性」は、里親たちの心性と立ち位置に再帰的な問い返しを求めていた。第3に、子どもが18歳を迎えることに伴う措置解除は、2つの文脈の交錯と2種の限定性から生じる葛藤から里親たちを全面的に解放するものとはいえなかった。日本の里親制度の枠組みには元来家族的価値が埋め込まれており、関係構築に限定性を加えつつ、もう一方で無限定なケアを期待する。それは18歳以降にも及び、家族的文脈に引き寄せられがちな里親たちに新たな対処を求めるものであった。第4に、里親たちが語る里子との関係には、家族的な言説が多用され、そこには近代家族規範が明瞭に刻印されていることが確認された。</p> <p>本論文の審査会は、平成26年6月24日、8月5日、8月26日の3回にわたりおこなわれた。第1回審査会では、上記のような本論文の意義は評価されたものの、①研究目的の定式化の曖昧さ、②主要概念及び概念間の関係の未整理、③結論部分の議論展開の不足、などの問題点が指摘された。これらのコメントを受けて修正作業をおこない、第2回審査会で修正状況が一定の水準に達したことを確認し、平成26年8月26日の公開審査会に臨んだ。公開審査会では、論文の概要報告が適切になされ、その後の質疑応答もおおむね満足のいく水準であった。このため、引き続きおこなわれた最終審査会では、全会一致で本論文は博士學位論文として合格水準に達しているとの結論に至った。</p> <p>以上のことから本審査委員会では、本論文を博士(社会科学)、Ph.D. in Sociologyの学位を授与するにふさわしいと判断した。</p>
論文題目	里親であることの葛藤と対処 —家族的文脈と福祉的文脈の交錯—	
審査委員	(主査) 藤崎宏子 教授	
	平岡公一 教授	
	杉野勇 准教授	
	小玉亮子 教授	
	和泉広恵准教授 (日本女子大学人間社会学部)	
インターネット 公表	<p>○ 学位論文の全文公表の可否 ( 可 ・ <b>否</b> )</p> <p>○ 「否」の場合の理由</p> <p>ア. 当該論文に立体形状による表現を含む</p> <p>イ. 著作権や個人情報に係る制約がある</p> <p><b>ウ.</b> 出版刊行されている、もしくは予定されている</p> <p>エ. 学術ジャーナルへ掲載されている、もしくは予定されている</p> <p>オ. 特許の申請がある、もしくは予定されている</p> <p>※ 本学学位規則第24条第4項に基づく学位論文全文のインターネット公表について</p>	